



Y's Consulting Limited

最新中国経済ニュース
2015年1月号 No.1501

上海事務所: 上海市黄浦区九江路 399 号華盛大廈 1007 室 (TEL:86-21-6352-2208)

蘇州事務所: 蘇州市蘇州工業園區翠園路 181 号商旅大廈 6 棟 1108 室 (TEL:86-512-6288-6988)

深圳事務所: 深圳市羅湖區建設路 1072 号東方廣場 10 樓 1010 室 (TEL:86-755-8831-6995)

会社ホームページ: <http://www.ys-consul.com.cn>

【INDEX】

中国法改正ニュース

1. 《「国外投資プロジェクト認可届出管理弁法」および「外商投資プロジェクト認可届出管理弁法」の関連条項の修正に関する決定》
2. 《新たな自由貿易試験区 2015 年 3 月よりスタート》
3. 《國務院部門行政審査・許可行為の規範化による行政審査・許可関係業務の改善に関する通知》
4. 《中国(上海)自由貿易試験区の複製可能な改革試行経験を普及することに関する通知》
5. 2015 年 1 月より施行の法律法規

主要経済統計

中国最新情報: 上海・蘇州・深圳

中国法改正ニュース

1. 《「国外投資プロジェクト認可届出管理弁法」および「外商投資プロジェクト認可届出管理弁法」の関連条項の修正に関する決定》

通達番号: 国家發展改革委員会令第 20 号 (以下、『20 号令』)

公布日 : 2014 年 12 月 27 日

現行の外商投資プロジェクトに係る認可および届出に関しては、国家發展改革委員会が 2014 年 5 月 17 日付けで公布した『「国外投資プロジェクト認可及び届出管理弁法」(国家發展改革委員会令第 12 号)および「政府認可投資プロジェクト目録(2013 年版)」に基づき執行されておりましたが、今後は、当該『20 号令』および「政府認可投資プロジェクト目録(2014 年版)」に基づき執行されることになり、認可を要する外商投資プロジェクトの投資総額基準が引き上げられ、規制が緩和されております。

単位:ドル

投資総額	奨励類		制限類		許可類
下段括弧は、第 12 号令に基づく基準	中国持分に係る要求があるプロジェクト	それ以外のプロジェクト	不動産プロジェクト	それ以外のプロジェクト	励類、制限類、禁止類以外のプロジェクト
10 億以上 (3 億以上)	国家發展改革委員会の認可	地方政府投資 主管部門の認可	省級政府の認可	国家發展改革委員会の認可	地方政府投資 主管部門への 届出
1 億以上 (5 千万以上)	地方政府の認可(省級以下)				
1 億未満 (5 千万未満)				省級政府の認可	

※『政府認可投資プロジェクト目録(2014 年版)』(国発[2014]53 号)が規定する外商投資プロジェクトは、別途規定する認可機関の認可が必要。

2. 《新たな自由貿易試験区 2015 年 3 月よりスタート》

新たな自由貿易試験区が 2015 年 3 月よりスタートする。

全国人民代表大会常務委員会は 12 月 28 日の会議で、2015 年 3 月 1 日より、広東省、天津市、福建省における新たな自由貿易試験区(自貿区)の発足と、既存の上海自貿区の対象地域の拡大を決定した。

2015 年 3 月以降の中国における自由貿易試験区は以下となる。

名称	対象区域	面積(k m ²)		
中国(広東)自由貿易試験区	広州南沙新区エリア	116.2		
	深圳前海蛇口エリア			
	珠海横琴新区エリア			
中国(天津)自由貿易試験区	天津港エリア	119.9		
	天津空港エリア			
	濱海新区中央商务区エリア			
中国(福建)自由貿易新区	平潭エリア	118.0		
	厦門エリア			
	福州エリア			
中国(上海)自由貿易試験区	拡張区域	陸家嘴金融エリア	91.9	120.7
		金橋開発区エリア		
		張江ハイテクエリア		
	既存区域	外高橋保税區	28.8	
		外高橋保税物流園区		
		洋山保税港区		
		浦東空港総合保税區		

3. 《国務院部門行政審査・許可行為の規範化による行政審査・許可関係業務の改善に関する通知》

通達番号:国発[2015]6号

公布日:2015年1月19日

国務院は2015年1月19日付で、《国務院部門行政審査・許可行為の規範化による行政審査・許可関係業務の改善に関する通知》を公布した。同日より実施される。

国務院各部門に行政審査・許可のやり方を更に改善するよう指示したもの。審査・許可の段階が多い、時間がかかる、恣意的、透明度が低いといった問題を解決することを目的としている。

- ①申請受理窓口の一元化の全面实施
- ②受理確認書の発行の推進
- ③審査期限の承諾制の実行
- ④サービスガイダンスの作成

4. 《中国(上海)自由貿易試験区の複製可能な改革試行経験を普及することに関する通知》

通達番号: 国発[2014]65号

公布日: 2015年1月29日

国務院は、2015年1月29日付で、《中国(上海)自由貿易試験区の複製可能な改革試行経験を普及することに関する通知》を公布した。

中国国(上海)自由貿易試験区で施行されている改革・開放の一部措置である、投資管理・貿易監督・金融刷新・事中事後管理に係わる29項目を全国へ拡大するもの。中央政府部門が管轄する29項目の内28項目を2015年6月30日までに全国へ拡大するとし、地方政府が管轄する6項目の内5項目を2~3年以内に実施すると規定している。

2015年1月より施行の法律法規

2015年1月より施行される主要な法律法規は以下の通りである。

《2014年自動輸入許可管理貨物目録》(商務部、税関総署公告2014年第93号)

2014年12月10日公布・2015年1月1日施行

《『加工貿易禁止類商品目録』の公布に関する公告》(商務部、税関総署公告2014年第90号)

2014年12月19日公布、2015年1月1日施行

主要経済統計

2014年 主要経済統計

国内総生産(GDP): 636,463億元(前年比+7.4%)

固定資産投資: 502,005億元(前年比+15.7%)

第一次産業: 11,983億元(前年比+33.9%)

第二次産業: 208,107億元(前年比+13.2%)

第三次産業: 281,915億元(前年比+16.8%)

貿易総額: 43,030.4億米ドル

輸出総額: 23,427.5億米ドル(前年比+6.1%)

輸入総額: 19,602.9億米ドル(前年比+0.4%)

貿易収支: 3,824.6億米ドル

本統計データは中国統計局の数値によるものである。掲載項目は毎月変更する可能性があります。

中国最新情報

【上海】《上海外資利用、初の 300 億ドルを突破》

上海市商務委員会は、2014 年の上海市の外資利用額(契約ベース)が初めて 300 億ドルを突破し、前年比 26.8%増の 316 億ドルとなったと報告した。

外資利用額(実行ベース)は前年比 8.3%増の 181 億 6,600 万ドルで、15 年連続増加した。

うちサービス業は前年同期比 20.8%増の 163 億 8,500 万ドルで全投資の 90.2%を占めた。

一方、上海自由貿易試験区の外資プロジェクトとは前年の 5.5 倍の計 2,015 件で、外資利用額(契約ベース)は全体の 30%の 92 億 3,500 万ドル。金融や文化などの新領域の投資が増え、増加した外資プロジェクトの 20%を占めた。

【蘇州】《蘇州工業園区：第三次産業による地方税収が 100 億元の大台を初突破》

2014 年に、蘇州工業園区地方税局が徴収した第三次産業の税収総額は前年同期比 10.44%増の 110.11 億元に達し、10.41 億元の増加である。園区第三次産業地方税の税収総額は 100 億元の大台を初めて突破し、税収の貢献率が 67.21%にのぼった。

第三次産業の発展は地域経済の活力と持続力を代表し、経済構造を最適化する重要な具現である。現在、経済パターン転換とグレードアップの重要な時期において、第三次産業を中核産業として育成することは、園区が改革を全面的に深化するけん引役を果たし、江蘇省南部の現代化建設の先導区になる唯一の道であるという。これに対して、園区は金融業、現代サービス業とハイテク産業を大いに発展させ、第三次産業の牽引役の機能を強化している。税収データから第三次産業の発展を分析すると、2014 年度園区金融業の地方税収総額は 21.99 億元を達成し、5 年間で 5 倍増加した。そして、現代サービス業の地方税収は 24.54 億元にのぼり、前年同期比 31.09%増となった。それは強い発展の原動力と税源の潜在能力を示しているということである。

【広東省】**《深圳市公安局交通警察局 ラッシュアワー時における外地ナンバー車両の規定路線及び区域通行に関する通達》**

通達番号：深公交(通)[2014]112 号

公布日：2014 年 12 月 31 日

深圳市公安局交通警察局は、2014 年 12 月 31 日付けで『深圳市公安局交通警察局 ラッシュアワー時における外地ナンバー車両の規定路線及び区域通行に関する通達』(深公交(通)[2014]112 号)を公布いたしました。

当該通達により、2014 年 12 月 30 日～2015 年 5 月 30 日まで、福田区・羅湖区・南山区及び塩田区における道路で、平日朝夕のラッシュアワー時(7:00～9:00 及び 17:30～19:30)の外地ナンバー車両の通行が禁止されることとなります。

なお、違反者に対しては、2015 年 2 月 1 日以前は経過措置として警告のみで罰則は設けられませんが、2015 年 2 月 1 日以降は、関連法規に基づき処罰されることとなります(一回目の違反については、処罰免除を申請することが可能)。

http://www.szga.gov.cn/ZWGG/QT/GSGG/201501/t20150107_77752.htm